

平成 2 9 年 1 2 月  
定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日 開 催

# 会 議 録

開催日時	平成29年12月20日（水）			午後2時	開会	
				午後2時55分	閉会	
場 所	旭川市教育委員会 会議室					
出席者	教育長 及び委員	教育長 赤岡 昌弘, <small>教育長職務代理者</small> 滝山 義之, 委員 杉山 信治 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣				
	事務局	説明員	学校教育部長	野崎 幸宏	社会教育部長	大鷹 明
		学校教育部次長	山川 俊巳	社会教育課長	樽井 里美	
事務局員	学校教育部次長	林上 敦裕	文化ホール担当課長	八木 治樹		
		適正配置担当課長	原 伸之			
		教職員担当課長	佐々木 康成			
		教育政策課主幹	水野 泰子			
		教育政策課課長補佐	櫛部 治彦			
		教育政策課主査	中村 星子			
		教育政策課 同	阿部 由里夏 高野 由布紀			
傍聴者	0人					
公開・非公開の別	一部非公開					
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 平成30年度教育行政方針の策定方針について</li> <li>・議案第2号 旭川市民文化会館管理等業務選考委員会委員の委嘱について</li> <li>・議案第3号 旭川市民文化会館舞台設備操作等業務選考委員会委員の委嘱について</li> <li>・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について</li> <li>・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旭川市学校教育基本計画の策定について</li> <li>(2) コミュニティ・スクールの導入について</li> <li>(3) 千代ヶ岡小学校の統廃合について</li> <li>(4) 旭川市立学校職員の懲戒処分について</li> <li>(5) 旭川市民文化会館管理等業務委託に関する評価・検証について</li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>					

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成29年12月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、杉山委員、本田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、平成29年9月定例教育委員会会議（平成29年9月1日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 教 育 員 長	<p>ありません。</p>
各 教 育 員 長	<p>御意見がありませんので、平成29年9月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成29年9月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 教 育 員 長	<p>なお、平成29年10月定例教育委員会会議（平成29年10月11日開催）及び平成29年11月定例教育委員会会議（平成29年11月20日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成29年10月定例教育委員会会議及び平成29年11月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p>
各 教 育 員 長	<p>議案第2号「旭川市民文化会館管理等業務選考委員会委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市民文化会館舞台設備操作等業務選考委員会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（2）「コミュニティ・スクールの導入について」、報告事項（4）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」及び報告事項（5）「旭川市民文化会館管理等業務委託に関する評価・検証について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市民文化会館管理等業務選考委員会委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市民文化会館舞台設備操作等業務選考委員会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立</p>

小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（２）「コミュニティ・スクールの導入について」、報告事項（４）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」及び報告事項（５）「旭川市民文化会館管理等業務委託に関する評価・検証について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

議案第１号「平成３０年度教育行政方針の策定方針について」、説明願います。

林上学校教育部次長

策定方針につきましては、例年、年明けに会議を行い決定しておりましたが、年末年始におきまして作業の日数が限られていることから、これまでよりも日程を早め、本日御審議、御決定いただくものです。

議案書２ページの策定方針を御覧ください。

「１ 基本的な考え方」については、平成３０年度の教育行政執行に当たっての所信や、教育の現状と課題認識を示し、その上で旭川市の教育をどのように行うかという意思を表すこととしております。

「２ 基本方針」については、昨年度同様、旭川市教育大綱の基本方針である「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」にしたいと考えております。

「３ 重点的な取組」については、学校教育においては、旭川市学校教育基本計画の４つの基本目標を学校教育部の重点的な取組とし、社会教育においては、旭川市社会教育基本計画の５つの基本目標を社会教育部の重点的な取組とし、それぞれ平成３０年度に特に推進する事業を記載したいと考えております。

「４ その他」については、今回新たに追加したものですが、市役所行政改革課から、全庁的な事業の見直しの中で、教育行政方針の廃止を含めた見直し等を求められたことから、廃止ではなく、市長の市政方針と内容が重複しないよう、市政方針を担当します政策調整課と内容を協議することとしていますので、その旨を記載しています。

次に、議案第１号資料「平成３０年度教育行政方針の策定に当たって（案）」を御覧ください。教育行政方針の策定に当たっては、「教育の現状」や「課題認識」、また、資料の下段にありますとおり学校教育部は４つ、社会教育部は５つの重点的な取組、それに関連する事業につきまして、現時点での内容で整理したものになっておりますので、今後、これらを踏まえて教育行政方針（案）を策定してまいりたいと考えております。

次に、「平成３０年度教育行政方針の策定日程（案）」を御覧ください。今後、市政方針を担当します政策調整課と協議を行い、教育委員会事務局で骨子を作成し、教育委員の皆様には、資料に記載のとおり１２月下旬に配付する予定です。教育委員の皆様には、１月１０日を目途に御意見をいただければと考えており、１月中旬に教育行政方針（案）を配付する予定です。１月下旬の教育委員会協議会で案を御協議いただくとともに、２月上旬まで教育委員の皆様から御意見をいただく期間を設定したいと考えております。２月上旬の定例教育委員会会議において、教育行政方針の最終案について御審議をいただき、２月下旬の旭川市議会第１回定例会の本会議での教育行政方針演説につなげていきたいと考えております。

教育行政方針の策定までに、教育委員の皆様のお意見をいただく機会を４回予定しておりますので、必要に応じて御意見をいただければと考えております。

教 育 長

議案第１号「平成３０年度教育行政方針の策定方針について」、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員

例年、成人式の日午前の部と午後の部の間の空いた時間で、１回目の検討する時間を設けていたと思うのですが、今年度もその時間を利用してやるのが時間的にも良いのではないのでしょうか。

教 育 長

このような御意見がありましたけれども、骨子の配付は１２月のいつ頃

	を予定していますか。
林上学校教育部次長	現在のところ、12月28日に配付する予定です。この場合、1月10日を目途に御意見をいただこうと考えております。
教 育 長	10日は骨子（案）についての意見を電話やFAXなどでもらうだけにするということです。
学校教育部長	10日までに御意見をいただくということでしたので、8日に教育委員会協議会として御意見をいただき、協議していただくということは可能です。8日に設定すると、時間の制限がある中での議論となるため、予備的に考えていましたが、教育委員会協議会ということであれば、良いかと思えます。
教 育 長	そうでしたら、8日は教育委員会協議会という形で骨子（案）についての意見を頂戴することとしたいと思います。
	教育行政方針は、教育大綱、学校教育基本計画、社会教育基本計画に基づいて策定されますが、来年度はいずれも変わりませんので、柱立ては変わらないということになります。
杉 山 委 員	資料の「教育の動向」の中に、教員の働き方改革のことが載っていますが、札幌市ではクラブ活動を土日にやらないというような話が出ていました。学校教育部の重点的な取組の中の教職員の資質の向上と絡んでくる部分でもあると思いますし、やはり働き方改革ということも大きな項目として考えていく必要があるのではないかと思います。具体的に、今の体制の中でできることというのが何かあるはずで、人を増やさなければ駄目だということになってしまうと、どうしても議論が進んでいきませんが、実際には、こういうふうに一人一人が考えていくことによってより生産性の高い時間を費やすことができるのではないかと思います。そういうことが、先生方が早く帰って勉強したりするということにつながっていき、資質の向上につながっていくことだと思います。是非、この働き方改革を資質向上に絡めて入れていただきたいと思えます。
教 育 長	働き方改革については、北海道教育委員会や他の自治体もとても気にしており、まず手始めに、学校の教職員の理解がないとできませんが、夏休みに自分で有給休暇を出して何日か休むというようなことからやっているところが多くなってきており、何ができるのかを含めて、旭川市としてどうするかを考えていかないといけないという部分です。
本 田 委 員	現実には、長期休暇中に休みを固めてまとめ取りをしています。それは結局は心も身体も大して休まることはないで、日常的にできることは何かということ、それから、北海道新聞に出ていましたが、教員育成指標というのが法律で定められ、北海道でも作るということでしたので、その内容とのリンクも必要になるのではないかと思います。そこに、杉山委員が言われたようなことが当然入ってくると思いますので、勉強しながらやっていくことが必要なのではないかと思いますし、働き方改革イコール休息を取りなさいという意味ではなさそうな感じがします。
教 育 長	北海道教育委員会が言っているのは、子どもと向き合う時間を確保するための働き方改革ですよね。
本 田 委 員	休み時間を増やしたからいいという話ではなく、そのような話ができたらいいかなという感じです。
教 育 長	そうですね。働き方改革として何かをするためには、旭川市としてもそろそろ検討を具体化していかないといけませんので、具体的な内容について書いていけたらと考えています。
本 田 委 員	この資料は貴重だと思うのですが、成人式の日にはこれを元にして何か意見を言うということですか。
教 育 長	皆さんいろいろな課題意識をお持ちだと思いますので、自由な意見を言っていただけたらと思います。時代に即応した物にしていかないといけません。柱立てとしては、上位計画に引っ張られる部分があるので、中身

			<p>がとても大事になってくると思います。</p> <p>他に御意見，御質問等がありますか。</p>
各教	委員	長	<p>ありません。</p> <p>それでは，議案第1号「平成30年度教育行政方針の策定方針について」は，原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各教	委員	長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め，議案第1号「平成30年度教育行政方針の策定方針について」は，原案どおり決定します。</p>
林上学校教育部次長			<p>次に，報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」，報告願います。</p> <p>平成29年10月2日付けから平成29年11月27日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして，緊急に処理する必要がありましたので，旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により，報告第2号別紙のとおり教育長が臨時に代理し，同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>人事異動の内容といたしましては，臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任用によるものでございます。内訳といたしましては，新規に任用した臨時的任用職員が22名，非常勤嘱託職員が2名となっております。</p> <p>なお，臨時的任用職員のうち，所属が学校保健課となっている職員は就学時健康診断における事務補助と相談員で，相談員につきましては，臨時的任用職員のうち保育士の賃金を適用しましたので職種は保育士と記載されています。</p> <p>また，下の非常勤嘱託職員はスクールカウンセラーが退職したことに伴いまして，その代わりとなる職員を新たに採用したものです。</p>
教	育	長	<p>報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」，御意見，御質問等がありますか。</p>
各教	委員	長	<p>ありません。</p> <p>それでは，報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は，報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各教	委員	長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め，報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は，報告のとおり了承します。</p>
			<p>《 報告事項 》</p>
教	育	長	<p>それでは，報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「旭川市学校教育基本計画の策定について」，報告願います。</p>
教育政策課主幹			<p>旭川市学校教育基本計画の策定概要について御報告いたします。報告事項（1）資料を御覧ください。まず初めに策定の趣旨ですが，平成22年8月に策定した旭川市学校教育基本計画は，計画期間が平成30年度で終了することから，これまで毎年度実施している点検・評価や新しい学習指導要領や国，道の動きなどを踏まえ，今後の学校教育の計画的な推進に向けて，その基本的な方向性と，それを実現するための具体的な施策を体系的に示すことを目的に，次期基本計画を策定いたします。</p> <p>資料3枚目，第8次旭川市総合計画を抜粋したものを御覧ください。基本的な考え方ですが，次期基本計画の位置付けとしましては，この第8次旭川市総合計画では，本市が目指す都市像の実現に向け，本市が目指すべきまちの方向性を5つの基本目標としており，そのうちの1つを「たくましく未来を拓く人材を育み，生涯を通じて学べるまちを目指します」とし，その目標を実現するための基本政策として「次代の担い手が，生き生きと学ぶ教育の推進」を掲げています。次期基本計画では，この総合計画で示</p>

す本市が目指す都市像の実現に向けて、学校教育が果たす役割、具体的方策を整理するものとしたします。

また、旭川市教育大綱はもとより、新しい学習指導要領、国や道の計画、本市の関連計画との関係を整理するものとしたします。

次期基本計画の対象範囲ですが、学校教育の計画的な推進が目的であることから、学校教育部及び市立小・中学校における施策を対象とします。

次期基本計画の計画期間については、上位計画である総合計画が、平成39年度までの計画期間としており、また、旭川市社会教育基本計画も総合計画に合わせていることから、これまでは10年間を計画期間としていましたが、総合計画と終期を合わせ、平成31年度から平成39年度までの9年間を計画期間としたします。

基本方針については、総合計画で、本市が目指す都市像の実現に向け、本市が目指すべきまちの方向性として示された、基本目標、基本政策とその実現に向けた3つの施策を学校教育の基本的な方針と位置付けることとし、次期基本方針は策定しないこととします。なお、これまで基本方針で示していた基本理念については、次期基本計画に盛り込んでいきたいと考えております。

進め方として、策定に当たっては、学校教育部内に課長レベルの策定会議及び係長職レベルの作業部会を設置し検討作業を進めていきます。策定会議及び作業部会で案を作成し、随時、教育委員の皆様へ報告し、意見交換を行い、反映していきたいと考えております。

また、市民が何を望んでいるかを捉え、反映させることが必要であることから、学校教育基本計画の策定に当たりましても、学校関係者、学識経験者、公募市民等を構成員とした策定懇話会を設置し意見交換を行うとともに、検討段階の早い時期から市民アンケート、意見交換会、意見提出手続であるパブリックコメント、市民説明会を実施し、意見を反映していきたいと考えています。

大まかなスケジュールとしましては、構想、骨子、素案、案、策定の順に細かなところまで設定していく形になりますが、各学校が平成31年度の運営方針等を策定するというのを考えますと、12月までには内容等を確定し、1月には策定した方針を公表するという事で考えております。

教 育 長

来年度、策定していくということで、国の動きですとか、次期学習指導要領などを踏まえ、来年度は旭川市教育大綱の改訂もありますので、それも踏まえながら、基本としては、総合計画の骨子を考えながらということになります。

報告事項(1)「旭川市学校教育基本計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。

各 委 員  
教 育 長

ありません。  
それでは、報告事項(1)「旭川市学校教育基本計画の策定について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(3)「千代ヶ岡小学校の統廃合について」、報告願います。

適正配置担当課長

西神楽・千代ヶ岡地区にございます千代ヶ岡小学校の統廃合について御報告いたします。

千代ヶ岡小学校は、現在、児童数14名、学級数3学級の過小規模校であり、旭川市立小・中学校適正配置計画において、統廃合の対象校とされており、これまで保護者、地域住民と統廃合について協議を行ってまいりましたが、このたび、保護者と地域住民において、千代ヶ岡小学校を平成30年度末で閉校し、西神楽小学校へ統合することについて、最終的な確認がなされ、11月28日にPTA会長及び市民委員会会長から教育委員会へ御報告いただいたところです。

このことにより、適正配置計画に基づく統廃合に必要な保護者及び地域

教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>住民の合意が得られましたことから、千代ヶ岡小学校は平成31年3月末で閉校し、平成31年4月から西神楽小学校へ統合することといたします。</p> <p>今後は平成31年3月末での閉校に向けて、保護者、地域、学校と協議しながら準備を進めてまいります。来々年12月の旭川市議会の第4回定例会に旭川市立小中学校設置条例の一部改正案を提案し、市議会の議決を得まして正式に統廃合が決まることとなります。</p> <p>報告事項(3)「千代ヶ岡小学校の統廃合について」、御意見、御質問等        ありますか。        ありません。        それでは、報告事項(3)「千代ヶ岡小学校の統廃合について」は、報告を受けたこととします。</p>
教 育 長 各 委 員 事 務 局 職 員	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。        ありません。        ありません。</p>
教 育 長	<p>《 秘 密 会 》</p> <p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>【以下、非公開】</p>